

【従来型個室】

(単位:円)

要介護度	利用者負担段階	介護保険給付対象							介護保険給付対象外		利用者負担分		介護職員処遇改善加算Ⅰ	特定処遇改善加算Ⅰ	介護職員ベースアップ加算
		施設サービス費	看護体制加算Ⅰ	夜勤職員配置加算Ⅰ	日常生活継続支援加算Ⅰ	精神科医師療養指導	個別機能訓練加算Ⅰ	科学的介護推進体制加算Ⅱ	居住費	食費	合計(1日)	30日間利用			
要介護1	第1段階							320	300	1,283	38,490	介護保険給付対象額に8.3%を乗じた金額となります	介護保険給付対象額に2.7%を乗じた金額となります	介護保険給付対象額に1.6%を乗じた金額となります	
	第2段階						420	390	1,473	44,190					
	第3段階①	573	4	13	36	5	12	20	820	650	2,133				63,990
	第3段階②							820	1,360	2,843	85,290				
	第4段階							1,171	1,445	3,279	98,370				
要介護2	第1段階							320	300	1,351	40,530	介護保険給付対象額に8.3%を乗じた金額となります	介護保険給付対象額に2.7%を乗じた金額となります	介護保険給付対象額に1.6%を乗じた金額となります	
	第2段階						420	390	1,541	46,230					
	第3段階①	641	4	13	36	5	12	20	820	650	2,201				66,030
	第3段階②							820	1,360	2,911	87,330				
	第4段階							1,171	1,445	3,347	100,410				
要介護3	第1段階							320	300	1,422	42,660	介護保険給付対象額に8.3%を乗じた金額となります	介護保険給付対象額に2.7%を乗じた金額となります	介護保険給付対象額に1.6%を乗じた金額となります	
	第2段階						420	390	1,612	48,360					
	第3段階①	712	4	13	36	5	12	20	820	650	2,272				68,160
	第3段階②							820	1,360	2,982	89,460				
	第4段階							1,171	1,445	3,418	102,540				
要介護4	第1段階							320	300	1,490	44,700	介護保険給付対象額に8.3%を乗じた金額となります	介護保険給付対象額に2.7%を乗じた金額となります	介護保険給付対象額に1.6%を乗じた金額となります	
	第2段階						420	390	1,680	50,400					
	第3段階①	780	4	13	36	5	12	20	820	650	2,340				70,200
	第3段階②							820	1,360	3,050	91,500				
	第4段階							1,171	1,445	3,486	104,580				
要介護5	第1段階							320	300	1,557	46,710	介護保険給付対象額に8.3%を乗じた金額となります	介護保険給付対象額に2.7%を乗じた金額となります	介護保険給付対象額に1.6%を乗じた金額となります	
	第2段階						420	390	1,747	52,410					
	第3段階①	847	4	13	36	5	12	20	820	650	2,407				72,210
	第3段階②							820	1,360	3,117	93,510				
	第4段階							1,171	1,445	3,553	106,590				

【多床室(相部屋)】

要介護度	利用者負担段階	介護保険給付対象							介護保険給付対象外		利用者負担分		介護職員処遇改善加算Ⅰ	特定処遇改善加算Ⅰ	介護職員ベースアップ加算
		施設サービス費	看護体制加算Ⅰ	夜勤職員配置加算Ⅰ	日常生活継続支援加算Ⅰ	精神科医師療養指導	個別機能訓練加算Ⅰ	科学的介護推進体制加算Ⅱ	居住費	食費	合計(1日)	30日間利用			
要介護1	第1段階							0	300	963	28,890	介護保険給付対象額に8.3%を乗じた金額となります	介護保険給付対象額に2.7%を乗じた金額となります	介護保険給付対象額に1.6%を乗じた金額となります	
	第2段階						370	390	1,423	42,690					
	第3段階①	573	4	13	36	5	12	20	370	650	1,683				50,490
	第3段階②							370	1,360	2,393	71,790				
	第4段階							855	1,445	2,963	88,890				
要介護2	第1段階							0	300	1,031	30,930	介護保険給付対象額に8.3%を乗じた金額となります	介護保険給付対象額に2.7%を乗じた金額となります	介護保険給付対象額に1.6%を乗じた金額となります	
	第2段階						370	390	1,491	44,730					
	第3段階①	641	4	13	36	5	12	20	370	650	1,751				52,530
	第3段階②							370	1,360	2,461	73,830				
	第4段階							855	1,445	3,031	90,930				
要介護3	第1段階							0	300	1,102	33,060	介護保険給付対象額に8.3%を乗じた金額となります	介護保険給付対象額に2.7%を乗じた金額となります	介護保険給付対象額に1.6%を乗じた金額となります	
	第2段階						370	390	1,562	46,860					
	第3段階①	712	4	13	36	5	12	20	370	650	1,822				54,660
	第3段階②							370	1,360	2,393	71,790				
	第4段階							855	1,445	2,963	88,890				
要介護4	第1段階							0	300	1,170	35,100	介護保険給付対象額に8.3%を乗じた金額となります	介護保険給付対象額に2.7%を乗じた金額となります	介護保険給付対象額に1.6%を乗じた金額となります	
	第2段階						370	390	1,630	48,900					
	第3段階①	780	4	13	36	5	12	20	370	650	1,890				56,700
	第3段階②							370	1,360	2,600	78,000				
	第4段階							855	1,445	3,170	95,100				
要介護5	第1段階							0	300	1,237	37,110	介護保険給付対象額に8.3%を乗じた金額となります	介護保険給付対象額に2.7%を乗じた金額となります	介護保険給付対象額に1.6%を乗じた金額となります	
	第2段階						370	390	1,697	50,910					
	第3段階①	847	4	13	36	5	12	20	370	650	1,957				58,710
	第3段階②							370	1,360	2,667	80,010				
	第4段階							855	1,445	3,237	97,110				

※看取り介護加算算定について

(常勤1名以上配置し、看護職員との連携により24時間連絡できる体制を確保。

看取りに関する指針を定め、入所の際に説明と同意を得ていること。

看取りに対する指針の策定、研修の実施、介護計画書の作成と説明、同意を得ている。)

看取り介護体制加算Ⅰ	1日につき	療養食加算(医師の指示箋にもとづく食事を提供した場合)
死亡日以前4日以上30日以下	144円	
死亡日の前日及び前々日	680円	6円/1回につき
死亡日の当日	1,280円	
個別機能訓練加算Ⅱ	20円/月	
安全対策体制加算	20円/入所初日のみ	

理容代	実費	医療費	診療・薬代実費
日用品	個人購入(実費)	教養娯楽費	本人希望のもの(実費)

◆利用者負担段階について

負担段階が令和3年8月～変更になっています。詳細は、厚労省のパンフレットも併せてご覧ください。

第1段階	市町村民税世帯非課税である高齢福祉年金受給者・生活保護受給者	資産要件
第2段階	市町村民税世帯非課税(公的年金収入額と合計所得金額の合計が年間80万円以下の方)	預貯金が650万(夫婦で1650万)以下
第3段階①	市町村民税世帯非課税(公的年金収入額と合計所得金額の合計が年間80万円超120万円以下)	預貯金が550万(夫婦で1550万)以下
第3段階②	市町村民税世帯非課税(公的年金収入額と合計所得金額の合計が年間120万円超える方)	預貯金が500万(夫婦で1500万)以下
第4段階	利用者負担のいずれにも該当しない方(市町村民税本人非課税、本人課税等)	

※但し、上記に含まれる方も、預貯金が1000万円(配偶者がいる場合は2000万円)を超える方は対象外となります。



要介護1または2の方の入所について

※介護保険法の改正により、平成27年4月1日以降の特別養護老人ホームへの入所については、居宅での生活が困難な中重度の要介護高齢者を支える施設としての機能に重点化され、新規入所者は、原則介護度3以上に限定されることになりました。要介護1または2の方については、やむを得ない事情により介護老人福祉施設以外での生活が著しく困難であると認められる場合には、市町村の適切な関与の下、施設ごとの設定している入所判定会議を経て、特例的に認められることがあります。

※2または3割負担の方 65歳以上の方で、合計所得金額が160万円以上の方です。(単身で年金収入のみ

の場合、年収280万円以上、もしくは同一世帯の65歳以上の年金収入とその他合わせた金額が346万円以上)

詳しくは、市役所健康長寿課に負担割合についてお問い合わせ下さい。

